

「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」の
改正に伴う「基本方針」の改正について

1. 背景等

平成19年に「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」（以下「地域資源法」という。）を制定し、都道府県が指定した地域産業資源（農林水産物、鉱工業品、観光資源）を中小企業者が活用して商品やサービスを開発、販路開拓する事業計画（以下「地域産業資源活用事業」という。）を国が認定し、支援してきたところ。

今般、政府を挙げて地方創生に取り組む中、地域産業資源を活かした「ふるさと名物」をテコに地域活性化を図るため、本法を改正し（7月7日成立、8月10日施行予定）、国と地方が一体となって、「ふるさと名物」の開発や販路開拓等に取り組む中小企業・小規模事業者を広く応援することで、地域のブランド力を向上させ、地域の売上や雇用の増大、地域経済の好循環につなげていくこととしている。

主な法改正点としては、①地域ぐるみの取組を促進するため、地域の旗振り役となる市町村の役割を法律上明確に位置付けること、②「ふるさと名物」の販路開拓を支援するため、地域産品を販売する場の提供等を行う一般社団法人、NPO法人等を「地域産業資源活用支援事業計画」を実施する者として国が認定し、支援するとともに、多様な知見を取り込むため、大手小売事業者、商工会・商工会議所等を地域産業資源活用事業の「協力者」として新たに位置付けること、③「ふるさと名物」の魅力で地域に人を惹きこむため、農業体験や産業観光を「地域産業資源活用事業」の定義に追加し、新たに支援することとしている。

本法の改正に合わせて、今般、基本方針を全面改訂するものである。

2. 改正案の概要

- 市区町村が、都道府県に対して地域産業資源の指定について意見の申し出を行った場合には、都道府県は、当該申し出の内容に特に配慮し、当該意見に沿って地域産業資源の内容を定めるよう努めることが必要である旨を追加する。
- 地域産業資源活用事業（以下「活用事業」という。）の内容に、農林水産物又は鉱工業品に係る生産活動を利用して行うサービスの開発（体験活動や見学等の旅行商品の提供等）を追加し、その具体的な内容を記載する。
- 都道府県及び市区町村が、地域産業資源を活用した事業活動を促進するための総合的かつ計画的な施策を策定・実施するに当たっての具体的な内容について追加する。特に、市町村において、地域を挙げて支援を行う地域産業資源を活用した商品・サービスを特定し、「ふるさと名物応援宣言」として情報発信を行い、地域ブランドの育成・強化に向けた継続的な取組を行うこと新たに追加する。

○地域産業資源活用支援事業（以下「支援事業」という。）に関する事項として、以下の項目を追加する。

- ① 活用事業を適切に実施し、新たな需要開拓に確実につなげるためには、消費者嗜好を踏まえ、具体的な販路を目指して取り組むことが重要であり、そのためには、消費者嗜好の観点からの助言や提案、販路開拓のための小売事業者等との連携の促進等により支援する事業（支援事業）の促進が必要である旨追加する。
- ② 支援事業は、活用事業の円滑な実施及び成果の実現を支援することが必要である旨記載し、以下の事項について追加する。
 - イ 活用事業を行う者に対する商品等の需要の動向に関する情報の提供
 - ロ 活用事業を行う者の求めに応じて行う活用事業の実施についての指導・助言
 - ハ 地域における関係機関・関係団体等との連携
 - ニ 支援対象の掘り起こし
- ③ 支援事業計画の認定に当たっての評価基準
支援事業計画の認定に当たっての基本的な評価基準、評価体制の整備、計画期間について追加する。
- ④ 支援事業の促進に当たって配慮すべき事項
国は、支援事業の実施状況等を把握し、支援事業の成果等について積極的に情報発信を行い、その活用を促すとともに、地方公共団体や地域における関係団体等と連携し、支援事業の取組み拡大に努める旨を追加する。

○地域産業資源の特定に係る要件のうち、活用の可能性及び周知性について要件の緩和を行う。

○活用事業の認定に係る要件のうち、事業の新規性を削除し、地域産業資源の活用の程度の弾力化を行い、域外に対する売上高の数値基準を削除する。

○活用事業における「需要の開拓」について、活用事業を行う者以外の事業者が開発、生産等を行う商品を対象とする事業も活用事業の対象とし、主に当該商品の改良等のための提案等を行うものである旨を記載する。

○市町村が行う「ふるさと名物応援宣言」の下で、複数の中小企業者が連携して活用事業を実施することが重要であり、特に販路開拓に当たっては、全国・海外の販売ネットワークを有する小売事業者等の協力を得ることが重要である旨を記載する。

○その他、所要の改正を行う。

3. 施行期日

○平成27年8月下旬（予定）から施行する。